

インフレスライド条項の手続きフロー（蒲郡市建設工事請負契約約款第26条第6項）

期限等	手続き項目	様式	備考
	<pre> graph TD     A[請求日] -- 7日以内 --&gt; B[スライド額協議開始日の通知]     B -- 14日以内 --&gt; C[基準日]     C --&gt; D[スライド額協議開始]     D -- 14日以内 --&gt; E[スライド額確定]     E --&gt; F[スライド変更契約]     F --&gt; G[工期末]     </pre> <p>請求日</p> <p>7日以内</p> <p>スライド額協議開始日の通知</p> <p>14日以内</p> <p>基準日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出来高確認</li> <li>・残工事量算定</li> <li>・スライド額（案）算定</li> </ul> <p>スライド額協議開始</p> <p>14日以内</p> <p>スライド額確定</p> <p>スライド変更契約</p> <p>2か月以上残っている必要あり</p> <p>工期末</p>	<p>様式1 様式2</p> <p>様式3</p> <p>様式5-1 様式5-2</p>	<p>・発注者又は受注者から請求</p> <p>・発注者から受注者に通知</p> <p>・基準日は、請求日から起算して14日以内に設定します。（請求日を基本とします。）</p> <p>・発注者は出来形数量の確認を請求日から14日以内に行います。</p> <p>・スライド額協議開始日から14日以内に協議によりスライド額を決定します。（協議が整わない場合、発注者がスライド額を決定し、通知します。）</p> <p>・労務単価の改定を伴わない工事材料の変動時においても請求することができます。</p> <p>・全体スライド、単品スライドとの併用も可能です。</p>

（注）運用に関する様式、手続きフローにおいて、実際の手続き等で不都合が生じた場合、適宜、修正し使用することとします。